

産業構造審議会知的財産政策部会弁理士制度小委員会報告書（案）の概要
 に対して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

1．意見募集の実施方法

- (1) 募集期間：平成 18 年 11 月 3 日（金）～平成 18 年 12 月 2 日（土）
 (2) 告知方法：電子政府の総合窓口及び特許庁ホームページに掲載
 (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

2．御意見の提出件数

- (1) 御意見の総数：66（内訳：個人 28、学校関係者 3、会社 2、弁理士 21、
 学校関係グループ 1、弁理士グループ 6、団体 4、不詳 1）
 (2) 検討項目毎の御意見数：

1．弁理士研修制度について	15
2．弁理士試験制度について	40
3．弁理士法に規定する業務について	
外国出願関連業務	5
特定不正競争の拡大	4
特定侵害事件に係る単独訴訟代理権	5
水際措置における輸入者及び輸出者の代理権	5
4．弁理士の懲戒制度等の在り方について	6
5．弁理士事務所の補助員について	10
6．情報の公開の在り方について	5
7．特許業務法人制度について	4
8．その他	
日本弁理士会の強制加入制度について	5
知的財産部門の分社化について	30
利益相反規定について	3
その他	3
	140

* 御意見の提出があった者の数を、検討項目毎に示しています。

1. 弁理士研修制度について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	当校においては既登録弁理士に対する義務研修、新人弁理士に対する義務研修について支援や協力が可能である。 同様の意見が他1件	御意見については、今後の検討の際に参考とさせていただきます。	個人 (学校関係者)
2	1) 第1頁4～8行目記載「そのため、自己研鑽を怠り、不適切な行為を行う弁理士が少ないとは言えないのが現状である。」「弁理士が最新の法令・審査基準の改正等の内容を理解していない場合が少なくない」と指摘もあるところである。」の「少ないとは言えない」、「少なくない」の表現は「多い」に通じるので、データを示すべきではないか。 2) 第1頁下から6行目記載「一定期間(例えば5年)以内に一定時間(例えば70時間)の研修…」は、1)を受け過重な負担を強いるものとなっているので、受講する側が納得する数字にすべきである。 3) 第2頁4行目記載「条約、工業所有権四法の出願における明細書作成や…」において、「条約」の勉強を考えているのであれば、場違いではないか。登録前研修は実務中心とすべきである。 4) 第2頁26～27行目記載「○登録前に研修を行うことは、知的財産推進計画における弁理士の量的拡大という基針に反する参入障壁にあたる。」は、その後の知的財産推進計画では、行き過ぎた量的拡大の反省から、質と量の拡大と改めている。弁理士試験の場合、試験は弁理士としての素養を計るもので、研修は実務を学ぶものであるから、目的が違う。従って、参入障壁の考えは根本的に間違っている。	1) 報告書においては、参考資料を提示しております。 2) 受講時間等については、具体的な制度設計を行う際に検討してまいります。 3) 新人弁理士に対する義務研修の科目については、具体的な制度設計においても検討してまいります。近年の海外における権利取得ニーズの高まりや国際出願件数の伸びなどを背景とし、条約に関する知識も必要な資質であるとの意見もあることから、研修科目とする方向で検討を行います。 4) 該当箇所は、新人弁理士に対する義務研修は参入制限的であってはならないとする委員の具体的な御意見を記載したものです。	弁理士

(1) 既登録弁理士に対する継続的専門研修

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
3	既登録弁理士に対する継続的専門研修については、報告書(案)とおりで問題はない。 同様の意見が他2件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 個人 日本弁護士連合会
4	継続的専門研修については、倫理規程や法令基準改正など必要最低限の科目とし、それ以外は自己研鑽とすべきである。さらに、受講認定対象となる研修を日本弁理士会が実施するものに限らず広く認めるべきである。なお、地方弁理士への研修体制の配慮をしていただきたい。 同様の意見が他1件	既登録弁理士に対しては、倫理、業務適正化、標榜業務等の研修を弁理士として必要な実務能力を担保するための科目を行うことを考えています。 受講認定対象とする研修の実施主体について、また、地方弁理士の方への研修体制の配慮については、今後検討してまいります。	グループ(弁理士) 日本弁理士会

5	既登録弁理士に対する研修は義務化する必要はありません。彼らには自己研鑽にまかせるべきであり、あとは彼らの自分の職業に対する人生観、世界観の問題です。弁理士たる職業は、あくまでも「自由業」であることを自他ともに認識しておくべきです。	既登録者への義務研修は、弁理士資格取得後の資質の維持・向上について義務的な措置は存在しないこと、また日本弁理士会が行う自主研修の充実による対応の限界やユーザーニーズの多様化、さらに弁理士の実務能力にもばらつきが大きく、不適切な行為を行う弁理士による手続等により、出願人及び特許庁における審査等に悪影響を及ぼすことから、資格の信頼性を確保する観点より、今回新たに導入するものです。	弁理士
---	--	--	-----

(2)新人弁理士に対する義務研修

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
6	新人弁理士が十分な実務能力を身につけることができるようすべきことは望ましく、そのため登録前研修の義務化については基本的に賛成するが、その内容については諸般配慮すべきである。 同様の意見が他5件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	個人 弁理士 グループ(弁理士) 日本弁護士連合会
7	「新人弁理士に対する義務研修」について研修を義務付けることに賛成である。義務研修対象者が学生である場合、社会人としての業務に直結する研修であり、実務未経験の学生にとって費用対効果は大きい。研修の時期についても、日常業務を有する社会人との間で、格別な時間的負担差があるとはいえない。	新人弁理士に対する義務研修は、報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。研修対象者が学生である場合の御意見については、今後、具体的な制度設計をしていく上で、その実態等も含め検討してまいります。	日本弁理士会
8	強力な参入障壁となるため、登録後研修のみとするべきである。既に社内には、多数の知財部員の未登録有資格者がいる。登録前研修が義務化されると社費で登録する社内弁理士が減ると思われる。これは弁理士登録者の激減を意味する。登録前研修が大きな参入障壁となることを意味する。そもそも、研修しないと使えない、という現在の試験内容がおかしいのではないか。研修が不要となるように試験制度の改革をするべきではないか。	弁理士試験は弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を試すものであり、実務能力は考查しておりません。また、新人弁理士に対する義務研修は、弁理士として必要な実務能力を担保する観点から修習を義務付けるものであり、今後、参入障壁とならないように制度設計を検討してまいります。	個人
9	新人弁理士に対する義務研修については、7回程度のスクーリング及びE-ラーニング研修で、期間約3か月間では(報告書(案)、第2頁第7行目)、OJTの如き研修が全くできない。短期集中型一方向の研修ではなく、1～2年の期間で長期分散型双方向の研修で登録後研修とすべきと考える。	新人弁理士に対する義務研修については、具体的な制度設計を行う中で、今後検討してまいります。	グループ(弁理士)
10	E-ラーニングを活用するとはいえ、スクーリングが東京・大阪に限定されるような場合、地方在住者にとっては大きな負担となることが容易に予想される。研修受講が登録要件とされる場合には、地方在住者に交通費及び宿泊費の実費を支給するなどの制度が不可欠と考える。既登録弁理士の研修についても、不受講の場合に不利益処分を行うのであれば、同様である。	既登録及び新人弁理士の業務研修については、具体的な制度設計を行う中で、今後検討してまいります。	個人

11	新規登録の弁理士についての研修義務化は、実務未経験(または1 - 2年以下)の試験合格者には有効な対策だと思うが、企業内で、長期にわたり実務を行い、改正法についても理解している者にとって、改めて弁理士登録する際に研修が必須となると、経済的、時間的にも負担が大きくなる。	新人弁理士に対する義務研修は、弁理士として必要な実務能力を担保する観点から修習を義務付けるもので、実施にあたっては、実務能力を有する者に対する研修の一部免除する制度も報告書中に記載しております。今後、具体的な制度設計を行う中で、検討してまいります。	個人
12	3か月間で66時間の研修では短すぎる。 試験に合格しただけでは実務はできないのであるから、実務経験を積むことが必要であり、司法修習制度に準ずる程度の新人弁理士に対する義務研修制度が必要ではないか。	新人に対する義務研修については、審議会において、時間、終了認定方法など、参入障壁とならないような制度設計をしていくべきとの基本的な考え方を踏まえつつ、今後、制度設計を行う中で検討してまいります。	個人

(3) 研修の受講歴の公表

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
13	研修の受講歴の公表については、報告書(案)に賛成である。 同様の意見が他2件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 個人 日本弁理士会
14	質の担保による弁理士業界の信用維持向上を目的とした義務研修の実施と、ユーザーの情報入手のための個々の弁理士の研修受講歴の公開とは、全くの別論であり、両者は峻別してその是非を論じるべきと思料します。なお、ユーザーの情報入手の観点からみても、個々の弁理士の研修受講歴を公表する必要は無いものと思料します。	義務研修の実施と受講歴の公表については、別の議論と理解しています。当然、「弁理士の情報公開の在り方について」において、合わせて記載しておりますが、研修の受講歴は、ユーザーにとって有益な情報と考えます。	グループ(弁理士)

2. 弁理士試験制度について

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	現行の選択科目の出題レベルは、学士、高専卒の知識内に収まっていると認定すべき。専門職大学院等についての免除は議論されながらも学士等については議論されていない。選択科目の免除については、学部卒や高専卒にも当然広げるべきであり、素養があれば、受験者の負担軽減を図る方が良いと考える。また、「免除する大学」を認定制にすることも一考ありかと思う。 同様の御意見が他1件	弁理士試験の論文式試験の選択科目免除について公的資格試験で同じ分野の科目の試験を受験し合格している者や大学卒等レベルを超える知識及び応用能力を有している者としております。	個人 団体
2	「短答試験合格の際の翌年以降の一定の免除」「論文試験の科目別合格制度」「論文必須科目と論文選択科目の個別合格制度」については非常に合理的であり、是非実現していただきたい。 同様の御意見が他6件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	4個人 2グループ(弁理士) 日本弁理士会 団体
3	条約について「工業所有権法令に係る論文試験の中で問う」という案は慎重に検討すべき。また、採点方法についても公表すべき。	海外における権利取得のニーズの高まりや国際出願件数の伸びなどを背景とし、弁理士の国際的な知見も重要となっていることから、論文式試験の中で工業所有権法に直接関連する条約の解釈力等を問うことを明確化するとともに、あわせて今回新設する義務研修において条約関連の講義も行うことにより対応したいと考えております。	個人
4	公務員や国立大学の事務系職員・技術系職員(事務官・技官)はその採用に際しその業務に関して専門的な知識を問う試験に合格しており、弁理士試験の選択科目で問われる知識と同等のレベルに達していると思われます。 理系の選択科目免除対象者の拡大は主な議題では無いかもしれませんが、ぜひ検討いただきたく存じます。 同様の御意見が他1件	公務員試験で求めている学力のレベルは大学卒業レベルであります。一方、弁理士試験の選択科目については、修士に免除を認めているように、そのレベルは大学の卒業レベルを超えるものであって、公務員試験で求められているレベルとは異なるものであります。	個人 個人(学校関係者)
5	知的財産専門職大学院は設置されてからの期間が短く、その実績について十分に検証ができない状態であるので、修了者の知識が十分に検証されない限り免除を行うべきではない。 また、短答式試験と論文式試験のセットで弁理士の質を担保すべき。 さらに知的財産専門職大学院は、東京、大阪にしかないため、地方の者は利用しにくい。 認定の取消は、大学院の経営や在籍者に与える影響が甚大であることを考えると、認定の取消にかなり躊躇せざるを得ないと考えられ、認定取消制度が十分に機能しないことは容易に予想できるのではないか。 同様の御意見が他12件	知的財産専門職大学院においてカリキュラム等によって試験免除に足るだけの十分な能力レベルが担保されている大学院のみを対象とすることが適切と考えられます。	8個人 個人(学校関係者) 3弁理士 グループ(弁理士)

6	短答式試験の合格基準を、全体で約60%以上の正解だけではなく、受験時に捨てる科目とならないよう各科目の正解率も、例えば50%以上に変更すべきと考える。 同様の御意見が他1件	短答式試験の科目別足切り点の導入についての御意見については、今後の検討課題であると認識しております。	弁理士 グループ(弁理士)
7	産業財産権の業務は、短時間の研修で実務能力が十分に付くと思われないので、試験問題を、より実務的にすべきと考える。企業で例えば5年以上産業財産権の業務に携わっていた人に対して何らかの免除を考慮してはどうか。 同様の御意見が他1件	実務試験については、諸外国の制度で導入されている例もございますが、採点負担等が大きいことも事実であります。このため、新人研修に対して実務能力を担保する観点から研修を義務付けることが適切と考えます。企業での産業財産権の業務に携わっていた人への免除制度については、免除に対するニーズ等を勘案しつつ引き続き検討することとします。	2個人
8	平成14年度以降の弁理士試験合格者の質が低下したという指摘がされているが、その根拠はどこにあるのか。	ご指摘のような趣旨の意見もありましたが、当方では最近の弁理士試験合格者の質が低下したという認識はしておりません。	個人
9	日本の弁理士も米国のパテント・アトニーのように単独で訴訟代理ができるよう、弁理士試験おける試験科目の見直しを求める。	弁理士の訴訟代理につきましては、平成14年から導入されております、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつその旨の付記を受けた弁理士に対して、弁護士と共同の場合についてその訴訟代理人となることができることになっております。付記弁理士の単独訴訟代理については、今回の審議会でも議論され、現時点では時期尚早との結論となっております。	個人
10	知的財産専門職大学院では、法律、技術、経済など複合分野に強い弁理士を輩出できる可能性を秘めた教育機関であり、知的財産専門職大学院の修了者に対して弁理士試験の一部免除の導入を行うべき。 同様の御意見が他9件	本報告書(案)の内容を支持する御意見と理解しております。	3個人 5個人(学校関係者) グループ(学校関係者) 日本弁理士会
11	選択科目の免除制度をすべて廃止する、修士等学位保有者に対する能力レベルの見極めを行う、もしくは選択科目そのものを廃止することが妥当と考える。 同様の御意見が他2件	ニーズ等を勘案して、必要があれば、今後検討してまいります。しかしながら、弁理士としての適正を見るためには選択科目は必要と考えていることから、その廃止については、適当でないものと考えます。	個人(学校関係者) 2弁理士
12	法科大学院修了者に対する論文式試験における一部選択科目免除について修士等学位保有者に対する選択科目の免除制度を維持したまま、法科大学院修了者に対して「弁理士の業務に関する法律」の免除を適用するのであれば、知的財産専門職大学院修了者に対しても、例えば研究報告書の提出を要件として、選択科目の免除を一律に認めていただくことが適当と考える。 同様の御意見が他2件	知的財産専門職大学院における弁理士試験の選択科目における選択問題となる民事訴訟法等については、当該大学院における主たる科目ではないため、仮に修士論文に相当する研究報告書において、該当科目についての報告書提出があっても、その応用能力については未知の状態であると考えられます。したがって、選択科目の免除は、困難であると考えます。	個人 2個人(学校関係者)

13	工業所有権に関する条約数や内容は限定されているから、学習範囲も狭く、また、条約に基き各国内法が制定されているという論理を考えるならば、条約は必須科目として必要である。 同様の御意見が他4件	論文式試験の工業所有権法において、関連する条約の解釈力等をあわせて問うことを明確化することにより対応したいと考えております。	4弁理士 団体
14	短答式試験の所定年数免除は、短答試験には論文式試験の足切りのな要素が含まれており、短答式試験を課すことによる受験生の知識の向上も見られる。そのため、短答式試験は免除すべきではなく、免除するとしても複数回の合格を条件とすべき。 同様の御意見が他3件	短答式試験については、一度合格して相当の知識を有していると認められた者に対しては、短答式試験を免除することは合理的であると考えておりますが、ご指摘のとおり、知識の永続性のこともございますので、免除の期間を所定年数に限ることで検討しております。	個人 弁理士 2グループ(弁理士)
15	広範な免除は受験者の取扱を不平等にするものであるから、国家試験においては、原則として免除を廃止することが望ましい。試験制度を見直すと共に「弁理士の量」について再検討をすべきである。 同様の御意見が他1件	試験免除制度については、他の資格等で実力をはかった上で免除を行っているものであるから問題ないものと考えます。弁理士の量については、所定の実力を有している有為な人材が弁理士として参入することは歓迎すべきことであると考えます。	弁理士 グループ(弁理士)
16	一定以上の能力を有さない者に対しては資格を付与すべきではなく、合格者の底辺を下げることに反対といわざるを得ないです。 また、他資格者の免除も資格条件の範囲内にとどめるべきである。	現状の試験でも、所定の能力を有する者に対して資格を与えることにしております。資格者の免除については、受験者が公的資格試験で同じ分野の科目の試験を受験し、合格していることをもって当該選択科目を免除しているものです。	弁理士
17	弁理士業務に必要不可欠なスキルを身に付けるべき適正な試験制度の実現が望ましいと考える。	弁理士試験は、弁理士になるのに必要な学識及び応用能力を有するか否か判定することを目的としております。その試験の範囲においては、弁理士の専権業務は特許庁に対する手続業務を主としていることから、必須科目としてはその中核となる産業財産権に関する学識及び応用能力を問い、選択科目としては技術又は民法等の法律に関する学識及び応用能力を考查しております。また、実務能力については、義務研修制度により担保することとします。	日本弁護士連合会
18	論文式試験の出題範囲に工業所有権に関連する条約が含まれることを明確化することを望む。	本報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	弁理士会
19	短答式試験において、ボーダーラインより所定の点(少なくとも7,8点ぐらい)以上高い点を取った者に対し、2年を限度として短答式試験を免除することを提案する。	本報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	個人

20	知的財産専門職大学院については、免除制度導入前の大学院既修了者に対して、所定の条件を満たせば短答式試験の一部免除を与えられるような配慮を望む。工業所有権法以外の短答式試験における免除を希望する。	免除制度導入時の大学院既修了者につきましては、今後制度設計を行う中で検討してまいります。 工業所有権法以外の短答式試験における免除につきましては、困難と考えております。	個人(学校関係者)
21	米国の学位等による、論文式試験等の免除の可能性を考慮すべき。	米国の学位等による論文式試験等の免除については、他土業の状況、免除に対するニーズ等を勘案しつつ、将来の検討課題であると考えております。	個人
22	「客観的なデータとして現在の試験制度における受験者の条約に関する知識及び条約の解釈・判断のレベルが、旧試験のものと比較して低下しているという結果は出ていない。」との記載があるが、客観的なデータとして示されているデータについて再考を望む。	過去の試験の正答率を調べたところ、例えば平成17年度については、客観的なデータとして条約の解釈・判断のレベルが低下しているとはいえないと判断できますし、他方、近年条約の解釈・判断のレベルが低下しているとのデータはありません。	団体
23	法科大学院での論文で弁理士としての適正が判断できるか疑問。	法科大学院修了者については、報告書(案)の概要に記載したように論文式試験における選択科目の「弁理士の業務に関する法律」に含まれる法律について相当程度の知識を有していることが期待できます。さらに論文提出を要件とすることで、現行の試験免除をしている修士又は博士の学位を有する者と同等レベルと考え、法科大学院修了者について、論文を策定した者に対して選択科目の免除を行うこととするものです。	弁理士
24	法科大学院修了者について、論文提出を要件として一部免除に賛成する。	本報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	日本弁理士会
25	選択科目を廃止すべきという意見には賛成できない。	本報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	日本弁理士会
26	論文式試験の科目別合格制度に賛成する。	本報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	日本弁理士会

3. 弁理士法に規定する業務について

外国出願関連業務

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	外国出願関連業務については、報告書(案)の概要のとおりで問題はない。 同様の御意見が他1件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 日本弁理士会
2	外国出願関連業務について、「外国出願関連業務を誰でも行える」ことを宣明することには反対する。	日本の出願人が外国の有資格者を介して外国特許庁へ出願する際の当該出願に係る書類の翻訳文及びドラフトの作成業務や外国有資格者への媒介(外国出願関連業務)については、我が国の弁理士法に特段の規定はなく、誰でも行うことが可能な業務であります。今般、審議会において、当該業務を適正に行う義務と責任を弁理士に課すことを踏まえ、標榜業務とすることが適当と考えております。	弁理士
3	現時点においても、弁理士が外国出願関連業務を行っており、何ら不都合は存在しない。「標榜業務」と位置づける意味も意義も全く見出し難い。	同上	日本弁護士連合会
4	知的財産における日本の国際競争力強化のためにも、知財の専門家である弁理士の国際性の強化が必要である。	弁理士の国際性の強化を図るためにも、研修等において、諸外国の工業所有権法令についての知識等や、当該業務を遂行する上で必要となる能力を確保していくことを検討してまいります。	団体

3. 弁理士法に規定する業務について

特定不正競争の拡大

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	特定不正競争については、報告書(案)とおりで問題はない。例えば、競争者営業誹謗行為(不正競争防止法第2条第1項第14号)は、特許権等の侵害訴訟の反訴として提起された場合、弁理士の業務範囲でないことから不都合が生じている。 同様の意見が他2件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 日本弁理士会 団体
2	弁理士は、紛争解決に必要な法律の素養について能力担保されておらず、技術的分野を超えた厳密な法的判断を要求することは、依頼者の利益を損なう可能性が否定できないことから、特定不正競争の範囲を拡大することは不適切である。	侵害訴訟代理においては、弁護士と共同で行うものであり、一定程度の訴訟業務等についての知見を有することが必要ではありますが、弁理士に期待されるのは、主として工業所有権についての知見と考えており、妥当なものと考えております。	日本弁護士連合会

3. 弁理士法に規定する業務について

特定侵害事件に係る単独訴訟代理権

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	今後も引き続き、弁理士の訴訟代理の状況や利用者のニーズを注視し、弁理士の単独出廷の是非について議論を行っていくことが適切であるものと考えに賛成する。	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	日本弁理士会
2	特定侵害事件の単独訴訟代理権の問題については、弁護士業務と衝突する以上、今後も考慮の必要はない。 同様の御意見が他1件	弁理士の単独訴訟代理につきましては、今後の状況や利用者のニーズを踏まえ、今後議論をしていくことにしております。	弁理士 日本弁護士連合会
3	特定侵害事件に係る単独訴訟代理権を、付記弁理士に認めるべきである。我が国では、民事裁判において弁護士強制主義は採用していないため、不利益を蒙ったとしても、それはその本人の責任である。弁護士のみでなく付記弁理士との共同代理を選択することが多いことから、代理人費用が2倍になるため、利用者が権利行使又は応訴を諦める事態が生じている。 同様の御意見が他1件	弁理士の特定侵害訴訟における侵害代理人制度は、まだ制度が開始して3年であって、代理の実績も多いとは言えないことから、審議会において単独訴訟代理の導入は時期尚早という意見が多数を占めました。今後とも引き続き、訴訟代理の件数や利用者のニーズを注視して、議論をしていくこととさせていただきます。	グループ(弁理士) 団体

3. 弁理士法に規定する業務について

水際措置における輸入者及び輸出者の代理権

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	水際措置における輸入者及び輸出者の代理権については、報告書(案)に賛成である。 同様の御意見が他2件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	2グループ(弁理士) 日本弁理士会
2	水際措置については、現在、当事者対立構造を有する準司法手続きへの改善について検討されているところである。手続改善の検討を踏まえ、現時点においては現行の申立代理権付与の是非を検証すべきであり、その検討も不十分なままで輸入者側代理を認めるべきではない。	今後の水際手続について準司法手続きへの改善の検討が行われていることは承知しています。しかし、現行法上、輸入者側の代理も権利者側の代理と類似する手続が多いことから、輸入者側の代理も認めるべきであると考えております。なお、今後法改正が行われれば、その際に必要に応じ検討を行うものと考えております。	日本弁護士連合会
3	模倣品対策の一環として、弁理士の専門的学識・経験の活用が求められる。	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	団体

4. 弁理士の懲戒制度等の在り方について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	「故意又は重大な過失により不適切な業務をおこなった場合」を懲戒事由とすることも、弁理士法に規定する処分が弁理士会の処分と重複して適用されることについても賛成である。 日本弁理士会の懲戒は会の秩序を維持するための自治的見地からのみ行うとするのは誤りであり、また、書面による厳重注意を処分内容に加える旨の会則改正を要請すべきである。	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。 会則で「会員が…本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる」と規定していることを踏まえて「自治的見地から」と記載しております。 また、日本弁理士会による処分が適正に行われるよう指導してまいりたいと考えます。	弁理士
2	「故意又は重過失により不適切な業務を行った場合」とあるが、もう少し詳細な説明を加えるべきと考える。また、弁理士に対して「新たな業務の受任の禁止」との処分があったとしても、顧客が納得した上で当該弁理士に新たな業務を受任させたい場合は受任を認めるという措置は必要と考える。	具体的にどのような行為が懲戒事由に該当するかについては、今後の運用基準の整備・公表の中で対応したいと考えます。また、行政庁による懲戒処分は、不適切な行為のあった弁理士に対し、その再発を抑止するための一定の制裁を科すものであります。	弁理士
3	報告書(案)に、基本的に賛成であるが、次の点を追加、訂正されるべきである。 日本弁理士会は処分の原因となった弁理士の行為内容についても公表するべきである。また、「日本弁理士会の処分はあくまで会の秩序を維持するための自治的見地から行う行為ではあるが、」との文言は、削除するように修正されるべきである。	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。 日本弁理士会における処分が実施された場合、処分の原因となった行為を公表すべきかについては、不適切な行為の再発を抑止する観点から、検討を進めたいと考えます。また、日本弁理士会会則で「会員が…本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる」と規定していることを踏まえてこのような記載としております。	グループ(弁理士)
4	「新たな業務の受任を禁止する」懲戒を新設するということは、引き続き業務ができ、クライアントを減らさなくても済み、抑止力という観点からすると非常に中途半端であり、不適切である。弁理士法に定められている現行制度を厳格に運用することこそ求められるのであり、処分内容を軽減するような新たな懲戒種別を設ける必要はない。	新たな業務の受任の禁止は、処分内容を軽減するために設けるものではなく、業務の停止までには至らないまでも、戒告では制裁措置として不十分であると判断される場合に実施するものであり、これにより、懲戒の効率性、実効性を高めることができると考えております。	日本弁護士連合会
5	「弁理士が、故意又は重過失により不適切な業務を行った場合」の記載を、「弁理士が、故意又は重過失により不適切な業務を行って、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき」とすべきである。また、新たな業務の受任の禁止という考え方のみを導入することは、不当に過酷である事態が招かれる虞があるため、賛成できない。(第4回弁理士制度小委員会において、一定期間の新たな業務の停止について議論された経緯等がある。) 業務停止命令に違反した場合に刑事罰の対象とする規定を設けることは賛成である。	法律又はこの法律に基づく命令に違反していない場合であっても、不適切な業務となる場合も想定し、新たに規定を設けるものであります。ご指摘の点をふまえ、報告書には「業務の全部又は一部の停止」と規定するよう記載しました。	日本弁理士会

6	懲戒件数が少ないことは天下に誇るべきことであるにもかかわらず、まるで懲罰規定が甘いかのように言うのは、適切ではない。	行政庁による懲戒処分について、現在は措置基準が明確にされていないため、厳格かつ適正な運用をすることが難しいことが懲戒件数が少ない要因の一つと考えています。	弁理士
---	--	---	-----

5. 弁理士事務所の補助員について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	弁理士事務所の補助員については、報告書(案)とおりで問題はない。しかし、いかなる行為が名義貸しに該当するかの具体的なガイドラインが必要ではないか。また、弁理士資格のない企業知財部員の行為についても検討をしていただきたい。 同様の意見が他5件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。今後、名義貸しに該当する行為の範囲を含め、具体的な対応策については検討していくこととします。なお、出願人本人の行為と、特許事務所が行う行為とは異なるものです。	2個人 2弁理士 グループ(弁理士) 日本弁理士会
2	事務所スタッフの行為を報告書(案)のように一律に厳しく制限するのは現場無視であり、非常に影響がある。クライアントと審査官との双方から苦情が出た場合に、使用者の弁理士の懲戒等で対処すればよいのではないか。	名義貸しは、独占業務である弁理士制度の根幹を揺るがすものであります。現行法においても、弁理士を懲戒処分とすることが可能ですが、名義貸しを行った行為によって直接処分することができないことから、名義貸しの禁止規定を整備するものであります。	個人
3	補助員がクライアントに対して出願の打ち合わせを行うことは、実質的に出願の業務の一環を担っており、こういう行為も名義貸しの禁止に含めるべきではないか。	名義貸しの禁止については、今後、その範囲を含め、具体的な対応策等について検討していくこととします。	個人
4	弁理士が責任者として特許庁と対応することは当然であると考えが、社内弁理士が代理人であった場合の会社の知財部員(社員; 非弁理士)への適用もありうることから、以下の点について考慮をお願いしたい。 1) 特許庁からの最初の問い合わせに対する対応については、事務所員、社員の対応を許容して頂きたい。 2) 面接においても、純粋な技術的説明は弁理士に限ることなく発明者或いは場合によっては特許技術者、社員の説明を許容して頂きたい。 3) 面接における代理人弁理士の同席を必要とすることは当然と考えますが、復代理人同席での対応も許容して頂く等柔軟な取り扱いをお願いしたい。	特許庁の審査官・審判官と出願人との問い合わせ、面接などについては、面接ガイドラインで示してまいります。	会社
5	弁理士による監督が適切に行われるためには、弁理士1人あたりの補助員(非補助員)の数を明瞭にすべきである。	弁理士の独占業務は、当然弁理士自身が行うことであり、仮に補助員を使用しても、その業務は弁理士の責任において行うものであると考えます。なお、分野、業務の内容等により事情は様々であり補助員の人数の多寡を具体的に定めることは困難であると考えております。	弁理士
6	現時点で提案されているガイドラインの整備にはもちろん賛成であるが、それだけに留まらず、もっと広範囲かつ実効性のある対応策も引き続き検討して、それらも追加で順次実施に移していただきたい。弁理士会は、そろそろこの問題を直視するとともに、弁理士試験制度や新人研修制度に対する姿勢と同等以上の熱心さを持ってこの問題の実質的な改善に取り組まれることを期待する。	今後、検討してまいります。仮に、補助員を使うとしても、弁理士の監督の下、適正な範囲で行われることがあるべき姿と考えております。	個人

6. 情報の公開の在り方について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	情報の公開の在り方については、報告書(案)とおりで問題はない。	情報の公開の在り方については、報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士)
2	弁理士情報のうち、例えば、弁理士としての業務の実績や専門分野、研修の受講履歴等、必要な事項について、弁理士が日本弁理士会に登録することを義務化し、当該情報の登録を行わない弁理士に対しては、一定の処分を行うことが適切であるとする、及び、その際には、個人情報保護法第23条等の規定に抵触しないように、情報登録の義務化とその開示について法令に明確に位置付けることが必要となる、とすることに賛成する。 具体的には、弁理士法に、日本弁理士会は弁理士情報の登録に関する事項を記載した会則を定めるべきことを規定し、日本弁理士会が、会員に弁理士情報のうち必要な事項について日本弁理士会に登録することを義務付ける会則を設ける、というようにすることが望まれる。 日本弁理士会に登録されるべき事項は、ユーザーが所望の弁理士を探し易くすることにおいて実効が明らかであるものとすべきである。	法令等の整備については、今後検討を行ってまいります。 また、公開する具体的な項目については、ユーザーがそれぞれのニーズに沿った弁理士を適切に選択できるようにとの観点から検討してまいります。	日本弁理士会
3	公開の義務化については慎重であるべき。更に、公開する情報の内容についても十分検討し、ユーザーに誤解を与えることのないように注意すべき。例えば、出願件数については、当該弁理士の実力を示す基準とはなり得ず、むしろ誇大広告となる危険がある。仮に義務化するとしても、義務的記載事項は限定的であるべき。 ユーザーの弁理士に対するアクセスを容易にする情報としては、むしろ、アクセスポイントの増加の施策や個々の弁理士が料金等を明示することが求められている。	公開を義務化する具体的な項目については、ユーザーがそれぞれのニーズに沿った弁理士を適切に選択できるようにとの観点から検討してまいります。 ユーザーの弁理士に対するアクセスを容易にする手法については、今後、検討してまいります。	日本弁護士連合会
4	登録を行っていない多くの勤務弁理士或いは企業弁理士からすれば、自らの情報を開示したとしても弁理士個人として新規顧客から選択されることはなく、自身にとって意味がない。また、コンフリクトを生じるおそれがあることから受任できないケースが多く予想され、こうした開示情報に基づいて接触を試みたユーザーにとっては結果的に有益な情報とならない。 弁理士ナビには、弁理士個人単位ではなく、事務所単位の情報も登録されており、「新規受任可能な技術分野」や「新規相談対応可能な技術分野」など、コンフリクトに配慮した情報も登録されることから、ユーザーの利便性や必要な情報という観点からは、このデータベースの充実化を図ることが、より適切であると考えます。 同様の意見が他1件	公開制度の詳細については、今後さらに検討してまいります。	弁理士 グループ(弁理士)

7. 特許業務法人制度について

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	特許業務法人制度については、報告書(案)とおりで問題はない。	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士)
2	指定社員制度について賛成である。一人法人制度については、弁理士事務所の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが必要と理解する。	指定社員制度についての内容を支持する御意見と理解します。	日本弁理士会
3	指定社員制度の導入については歓迎する。一方、一人法人制度は、弁護士や会社法によっても認められており、法的な意味あいでは障害はなくなってきており、個人事務所から法人化することによって安定性が増大すれば、推進していくべきである。	特許業務法人制度は、制度導入趣旨である顧客への継続的な対応が図れるよう社員を二人以上としており、現在、事務所の7割が一人事務所である実態を踏まえると顧客保護の安定性が高まっているとは言えず、一人法人制度の導入については、時期尚早と考えられます。本制度の導入については、弁理士事務所の状況等を注視し、今後、検討してまいります。	団体

8. その他

日本弁理士会の強制加入制度について

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	強制加入制度については、現状を維持するとの報告書(案)とおりで問題はない。 同様の御意見が他2件	報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 日本弁理士会 団体
2	日本弁理士会への強制加入制度は、同会会則を正しく公示していないこと、また、基本的人権である結社の自由を認めないことから、廃止すべきである。弁理士が、自由に自分たちで団体を作れるようにすべきである。	日本弁理士会会則の公示については、同会会則第7条に規定する会報への掲載に加え、同会のウェブサイトにおいても、同会会則を掲載しており、官報掲載の趣旨と同様に、会員のみならず一般国民に向けても広く公示しているものと考えられます。日本弁理士会への強制加入制度は、弁理士の自主的な取り組みの促進や行政の効率化の観点から維持するメリットがデメリットを上回っている現状においては維持が妥当と考えます。	個人
3	弁理士会の強制加入(年会費)について、企業内弁理士が個人名で代理業務を行う機会は非常に稀であることを考えると、会費の減免制度や、強制加入の見直しを検討していただきたい。	弁理士が、どのような就業形態によるかは、各個人の選択によるものであり、また、企業内で業務を行う者であっても、弁理士として登録されていることのメリットもあるわけですから、一概に、企業内で業務を行う弁理士だけを配慮することは適当ではないと考えます。 日本弁理士会の設立趣旨を鑑みると、個々の弁理士にとっても意義あるものと考えております。	個人

8. その他

知的財産部門の分社化について

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	検討頂いたガイドラインで、基本的には問題ない。 グループ会社の範囲については、子会社の定義を「会社法がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社」とするのではなく、「会社法で定義される子会社」としてその範囲を広げて頂きたい。 同様の御意見が他1件	子会社の定義については、他の法令等を参考にしながら、今後検討してまいります。	会社 団体
2	知財管理会社の行うことのできる「支援」とはどの程度のものであるか、詳細に説明いただきたい。 同様の御意見が他1件	第3回委員会資料に記載しておりますが、支援とは、特許庁に提出する出願書類のドラフト作成等、特許事務所において、弁理士が補助者に対して行わせている業務内容の範囲のものを指すものとしております。	個人 弁理士
3	知的財産管理会社に弁理士が在籍しない場合のガイドライン策定について反対する。 名義上、別法人になってはいても、実質的に1つの企業体(グループ)として運営される場合も多く、単に名義上、同一企業内か、同一企業グループ内かで対応を分ける必然性はない。 企業としてどのような統治形態で、知的財産業務を遂行するかについては、弁理士法の趣旨を逸脱しない限り、当該企業の自由な選択に委ねるべきである。	弁理士法の趣旨に照らし、グループ企業内に限定し、弁理士が在籍するかしないかとに分けて整理しております。	個人
4	特許業務法人でない知的財産管理会社が他人の求めに応じ報酬を得る目的で、明らかに書類の作成等を含む出願業務の支援を行うものであるから、弁理士法75条に違反する。 1) 知的財産管理会社に弁理士が在籍する場合 知的財産管理会社が報酬を得て、知的財産管理会社内の弁理士に給与が支払われていると考えられるので、この知的財産管理会社は出願業務等を行っていると考えられる。 グループ会社は、互いに別会社であるから、弁理士法75条で言う「他人」と考えられる。 2) 知的財産管理会社に弁理士が在籍していない場合 出願業務の支援とすれば、弁理士法第75条に触れないかもしれないが、実際は書類の作成等を行うに違いないと思われる。知的財産管理会社が、他人(親会社又はグループ会社)の特許出願業務等を行うものであるから、これも明らかに弁理士法75条に違反すると考えられる。 同様の御意見が他11件	従来同一社内の知的財産部門が行えることを、単に形式上別の法人が行っているにすぎないという実体を踏まえつつ、整理したものです。そのため、従来同一社内の知的財産部門が行える範囲を逸脱しないために、知的財産管理会社が扱える業務の範囲として、グループ会社の範囲を定めることにしたものです。 弁理士が在籍していない場合については、特許出願代理業務は行えないものであるため、代理は行わず、あくまでかかる出願業務の支援にとどめることとしたものです。	個人 8弁理士 3グループ(弁理士)

5	分社化に関するガイドラインにより、大会社は特許専門株式会社をつくり、そこに在籍する弁理士を代理人として、自由に出願できることになる。さらに収入も親会社からその特許専門株式会社に入ることとなる。分社が増える分だけ特許事務所へまわる仕事量が減ることになり、特許事務所の経営が苦しくなるに従って、明細書の全体の平均的な質も低下することになるのではないか。	従来同一社内の知的財産部門がおこなえる範囲を逸脱しないために、知的財産管理会社が扱える業務の範囲として、グループ会社の範囲を定めることにしたものです。 弁理士が在籍していない場合については、特許出願代理業務は行えないものであるため、代理は行わず、あくまでかかる出願業務の支援にとどめることとしたものです。	弁理士
6	1) 分社化された知財管理会社が業務を行えるのは、分社した時点における分社前の会社に属していた業務内容に限るべきである。 2) 知財管理会社が同一グループ会社の業務を行えるのは、特許業務法人と同様に、無限責任を負った弁理士が実質的に代理行為を行うことに限定すべきである。 3) 特許業務法人以外の法人代理は、実質的にも形式的にも弁理士法違反であると明記すべきである。 同様の御意見が他1件	知財管理会社に弁理士が在籍する場合としない場合の業務、また、グループ会社の範囲を定めることで対応するものと考えております。 また、知財管理会社が扱える業務は、弁理士がいない場合は、出願業務の支援にとどめることとしているため、法人代理については認めていないものです。	弁理士 団体
7	知的財産部門の分社化について反対する。 日本弁理士会に会社等勤務弁理士も登録し、独立系弁理士と対等の立場が与えられ、弁理士会内部での委員会活動などを行っているが、会社勤務弁理士らは、独自の会を結成し、この両弁理士は分けるべきである。	日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善・進歩を図るための団体であることから、会を分ける必要はないと考えます。	弁理士
8	子会社の定義に、孫、ひ孫にあたる会社も含まれることを明確にすべきである。 グループ内の会社と第三者が共願の場合、第三者に代理人手数料を請求して手続をすることは認められるか否かを明記すべきではないか。 同様の御意見が他1件	報告書(案)概要に記載したガイドラインの内容と第5回弁理士制度小委員会で示した告示(案)を基に、今後、関係団体と調整を図っていくものと考えております。	弁理士 会社
9	親会社が関連会社(子会社)の知財業務を扱う場合のガイドラインを策定すべきと考える。 業務を担当する関連会社と子会社の範囲ですが、「概要」の13頁「4.」では「グループ会社」の範囲を「議決権の過半数を保有する他の会社」としていますが、企業の実態にあわないと考えるため、会社の範囲は、良識の範囲に任せるか、例えば「手続き会社と連結決算の対象となる会社」とするなどの現状に沿った修正をするか、または申請制にするかの検討をお願いしたい。 同様の御意見が他1件	今回は、知的財産部門を分社して、グループ企業内の知的財産管理を一元的に行うことに限定したものであり、従来同一社内の知的財産部門が行える範囲を逸脱しないために、知的財産管理会社が扱える業務の範囲として、グループ会社の範囲を定めることにしたものです。	弁理士 個人

10	企業における知的財産部員(非資格者)の扱いが「5. 弁理士事務所の補助員について」の「補助員」と同じなのか違うのか明確にしていきたい。	出願人本人として手続を行うことが可能であり、弁理士事務所の補助員の扱いとは異なります。	弁理士
11	情報開示が不十分であり、報告書(案)の概要ではその詳細や具体的内容が理解できないため、知的財産部門の分社化に反対する。 同様の御意見が1件	報告書を踏まえて、ガイドラインを今後策定していきます。	グループ(弁理士) 弁理士
12	知的財産管理会社に弁理士が在籍しない場合に、(外部弁理士が当該会社を代理して手続を行う場合を含む)を追加する。	出願の際に外部の者に代理を依頼する場合は、弁理士を用いることは、特に明記する必要がなく当然のことと考えます。	団体
13	実質的に弁理士が名義貸しにあたる行為を行うことになるとみなされる事態は許容されない旨を明らかにする内容を但し書きとして追加されるべき。 弁理士が在籍しない場合における支援の範囲に、実質的な出願書類の作成は含まれないことを明確にすべきである。分社化による知的財産管理会社が分社前に行い得た業務を継続して行うことができる範囲であることを明確にすべき。 分社化に関する事項は弁理士法の見直しに基づく改正から切り離してなされるべきである。 同様の御意見が他2件	従来同一社内の知的財産部門が行えることを、単に形式上別の法人が行っているにすぎないという実体を踏まえつつ、整理したものです。なお、御懸念の件につきましては、報告書に「一定の件数にとどめることも必要と考えられる。」との記載をします。 弁理士が在籍していない場合については、特許出願代理業務は行えないものであるため、代理は行わず、あくまでかかる出願業務の支援にとどめることとしたものです。 知財管理会社に弁理士が在籍していない場合における支援の範囲は、当然、弁理士法第75条に抵触しない範囲と考えていますので、特段、記載しなくとも問題ないと考えます。	日本弁理士会 弁理士 グループ(弁理士)
14	ガイドラインにおける子会社の定義中の「議決権の過半数」を「議決権の全て」に修正し、知的財産管理会社が従業者たる弁理士に手続の代理を命じる場合、自由意思の確保、あるいは代理により生じる責任の肩代わりについて、明文の規定を用意させるべきである。	子会社については、他の法令を勘案した記載としております。	弁理士

8. その他

利益相反規定について

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	利益相反規定については、報告書(案)とおりで問題はない。 同様の御意見が他1件	利益相反規定については、報告書(案)の概要を支持する御意見と理解します。	グループ(弁理士) 日本弁護士連合会
2	当事者対立構造をとる事件受任前から受任している事件の取り扱いについて、当該事件の依頼者の同意がない限り継続することができないとする従来解釈を維持することが適切と考えられる、とすることについては理解する。 弁理士業務に固有の問題点(当事者対立構造をとらない業務)について、当事者対立構造をとらない業務の利益相反の禁止を法律上明確化すべきとの指摘があることについては理解した。日本弁理士会は、直ちに法律上明確化することは、ユーザーの事情・状況に応じた弁理士業務の適正な遂行に支障をきたす虞も考えられることから、法律上明確化することなく、利益相反の問題を回避できるようにする途を慎重に検討していく。	同一技術分野又は競争関係にある製品についての範囲を明確にすることが困難であること、また、弁理士の数が少ない地方や専門の弁理士が少ない分野においては、同一技術分野等の出願を異なる依頼人から受任せざるを得ない実態があることを踏まえ、法律で一律に規定することは難しいと考えられます。日本弁理士会が定める弁理士倫理ガイドラインをユーザー側の意見も十分に踏まえ大幅に見直し、会としての見解を明確にすることが必要と考えております。	日本弁理士会

8. その他

その他

	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	企業は、常に品質や設計上の問題、客先クレームなどのリスクを負って仕事をしているが、弁理士はリスクを負っていないのではないか。 弁理士報酬制度が自由化されたが、競争原理が働き安価になったとは聞いていない。そこで、「成功報酬」と対をなす「失敗返金制度」を提案したい。	弁理士と依頼者の契約の中で、弁理士の報酬についても合意されるものと認識しております。	個人
2	弁理士の質的向上が長らく叫ばれているが、過去5年間はそれと逆行・矛盾する量的拡大を図っており、試験制度の見直しと合格者数の見直しを冷静に検討すべきであり、わが国の弁理士制度全体を抜本的に見直すべきことから、もう少し時間をかけて調査研究していただきたい。	平成12年の弁理士法改正では、知財専門サービスに対するニーズの増大に対応した十分な量的拡大が可能となるよう弁理士試験制度の抜本的な改革が行われ、その結果、弁理士試験合格者数も拡大してきております。一方、士業全般を巡る議論としまして、専権業務を維持するのに相応しい資質の向上が求められており、このための適切な措置を講じることが重要という流れにあります。したがって、弁理士の資質の向上と量的拡大とは矛盾するものではありません。 また、今回の見直しに際しましては、平成17年、18年度と(財)知的財産研究所において弁理士制度の細部にわたる調査研究を実施するとともに、弁理士制度のユーザーである大企業、中小企業に対してのアンケート調査や特許庁内からも意見募集を行うなど、幅広い議論に努めてきたところです。	弁理士
3	「技術と法律の素養を有し国際性を備えた弁理士」の実現を目指していただきたい。また、国際競争に耐えうる弁理士制度を目指すためには、競争原理主義ではなく、質を高める制度設計に必要があり、具体的には、登録前義務研修の導入、外国関連業務の標榜業務化、論文試験への条約科目の復活等が必要だと考える。	弁理士の質の向上については、様々な観点から審議会でも議論されており、義務研修の導入、外国出願関連業務の標榜業務化については、導入の方向で検討しているところです。 条約科目については、論文式試験の工業所有権法において、関連する条約の解釈力等を問うことで対応したいと考えております。	団体